

京都市告示第 4 5 6 号

京都府環境を守り育てる条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づき、振動に係る規制基準を次のとおりとし、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

時間の区分		区域の区分	
		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時から 午後7時まで	60 デシベル	65 デシベル
	夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで	55 デシベル

- 備考1 この規制基準を適用する地域は、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 2 区域の区分は、振動規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあつては、昼間に限る。）とする。
- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。

6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。

7 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減じるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

8 振動レベルの決定は次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

(環境政策局環境企画部環境指導課)